

第2次珠洲市地球温暖化対策実行計画 区域施策編

令和3年度～令和7年度



令和2年6月

珠 洲 市

目 次

第1章 区域施策編策定の背景.....	1
第1節 地球温暖化対策を巡る動向.....	1
第2節 地方公共団体における役割.....	4
第2章 区域施策編の基本的事項.....	8
第1節 計画の目的.....	8
第2節 計画の対象範囲.....	8
第3節 対象とする温室効果ガス.....	8
第4節 計画期間.....	14
第5節 基準年度.....	14
第6節 上位計画や関連計画との位置付け.....	14
第3章 温室効果ガスの排出量.....	15
第1節 部門別温室効果ガス排出量の算定方法.....	15
第2節 前計画期間内における温室効果ガス排出状況.....	15
第4章 目標と基本方針.....	22
第1節 基準年度における温室効果ガス総排出量.....	22
第2節 数量的な目標.....	23
第5章 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策.....	24
第1節 対策・施策の位置付け.....	24
第2節 温室効果ガス排出抑制等に関する施策.....	25
第3節 本市における取組.....	26
第6章 区域施策編の実施.....	29
第1節 推進体制.....	29
第2節 評価の仕組み等.....	29

第 1 章 区域施策編策定の背景

第 1 節 地球温暖化対策を巡る動向

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策の推進に関する法律「地球温暖化対策推進法」（以下、「温対法」といいます。）第 1 条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

2015（平成 27）年 3 月には、中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられました。この中で、我が国において重大性が特に大きく、緊急性も高いことに加え、確信度も高いと評価された小項目は、「水稻」、「果樹」、「病虫害・雑草」、「洪水」、「高潮・高波」、「熱中症」等の 9 項目でした。

こうした評価を背景として、政府は、2015（平成 27）年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。本計画では、いかなる気候変動の影響が生じようとも、適応策の推進を通じて当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

同計画においては、気候変動の影響評価結果として、例えば、「農業、森林・林業、水産業」分野において、一等米比率の低下が予測されていることや、「自然災害・沿岸域」分野において、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加や大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化が予測されていることが記載されています。

地方公共団体においては、地域住民の生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その地域の気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて、各地方公共団体が関係部局間で連携し推進体制を整備しながら、自らの施策の中に適応を組み込むなど、総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとされています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成 27）年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条例として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（**nationally determined contribution**）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

加えて、COP21 決定（合意文書）においては、「気候変動対策に取り組み、対応する非政府主体の努力を歓迎し、そのスケールアップを招請する」とともに、「国内政策、カーボン・プライシング等のツールを含む、排出削減行動にインセンティブを付与する取組の重要な役割を認識する」ことが明記されました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向（国や他の地方公共団体の政策動向等）

政府は、2015（平成 27）年 7 月 17 日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030（令和 12）年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成 25）年度比で 26.0%減（2005（平成 17）年度比で 25.4%）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年 12 月のパリ協定の採択を受け、政府は同年 12 月 22 日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

その後、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を進め、2016（平成 28）年 3 月 15 日に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画（案）」を取りまとめ、パブリックコメントを行いました。

パブリックコメントを踏まえた「地球温暖化対策計画（閣議決定案）」について地球温暖化対策推進本部を開催して了承し、平成 28 年 5 月 13 日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、温対法第 8 条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標や、国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のた

めに国や地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。

また、我が国における地方公共団体の特徴的な動きに関しては、従来から環境モデル都市や環境未来都市の先進的な取組が注目されてきました。一部の地方公共団体では、温室効果ガスの排出量取引制度等も導入され、温室効果ガス排出量が着実に削減されています。

さらに、近年では、再生可能エネルギー資源の活用と地域活性化を結び付けようとする動きや、先進技術を活用したスマートシティの形成を目指す試みが進んでいます。

さらには、2050（令和 32）年の温室効果ガス排出削減目標を掲げる地方公共団体も増えつつあります。今世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す「パリ協定」の発効を背景に、「脱炭素社会」の構築を掲げた条例も制定されています。

4 我が国における温室効果ガス総排出量の推移

温室効果ガスの総排出量は、平成 30 年度（確報値）で二酸化炭素換算 12 億 4,000 万トンであり、前年度比 3.9%減（2013（平成 25）年度比 12.0%減、2005（平成 17）年度比 10.2%減）でした。温室効果ガスの総排出量は、2014（平成 26）年度以降 5 年連続で減少しており、排出量を算定している 1990（平成 2）年度以降で最少となっています。また、前年度からの減少要因としては、電力の低炭素化に伴う電力由来の CO₂ 排出量の減少や、エネルギー消費量の減少（省エネ、暖冬等）により、エネルギー起源の CO₂ 排出量が減少したことなどが挙げられます。

温室効果ガス総排出量の減少に対して、冷媒におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴う、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の排出量は年々増加しています。

我が国の温室効果ガス排出量（2018年度確報値）

- 2018年度（確報値）の総排出量は12億4,000万トン（前年度比-3.9%、2013年度比-12.0%、2005年度比-10.2%）
- 温室効果ガスの総排出量は、2014年度以降5年連続で減少しており、排出量を算定している1990年度以降で最少。また、実質GDP当たりの温室効果ガスの総排出量は、2013年度以降6年連続で減少。
- 前年度、2013年度と比べて排出量が減少した要因としては、電力の低炭素化に伴う電力由来のCO₂排出量の減少や、エネルギー消費量の減少（省エネ、暖冬等）により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。
- 2005年度と比べて排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少（省エネ等）により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。
- 総排出量の減少に対して、冷媒におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴う、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の排出量は年々増加している。

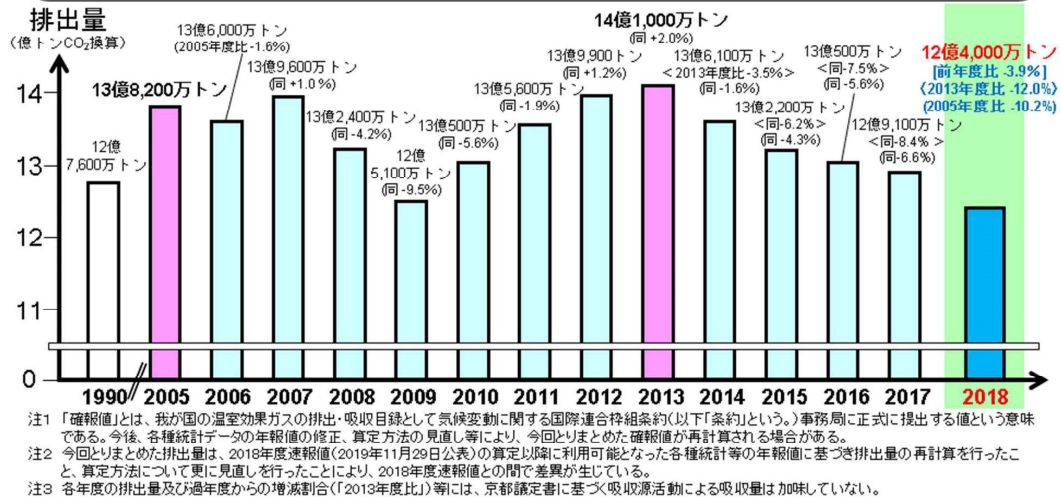


図 1 我が国の温室効果ガス排出量（2018年度確報値）

【環境省 HP】より

第2節 地方公共団体における役割

1 実行計画策定の根拠

温対法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村は事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（いわゆる地方公共団体実行計画（事務事業編））を策定し、実施することが義務付けられています。また、同条第3項において、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（いわゆる地方公共団体実行計画（区域施策編））を策定することが義務付けられています。また、その他の地方公共団体についても、同法第19条第2項の趣旨に照らし、地球温暖化対策計画において、実行計画（区域施策編）を策定するよう努めることが求められています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（抄）

（国及び地方公共団体の施策）

第十九条 （略）

- 2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間

- 二 地方公共団体実行計画の目標

- 三 実施しようとする措置の内容

- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

- 3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4～12 （略）

本市では、里山里海保全の重要性や資源の希少性に対する地域住民の関心は高く、市ではバイオマスメタン発酵施設の整備、民間事業者では風力発電所の建設やメガソーラー発電所の整備計画を進めるなど、官民が温室効果ガス排出削減に向けた取組を進めてきました。このような取組を、地域レベルで更に拡大・発展させるとともに、本市の特徴を活かした新たな地球温暖化対策を、総合的かつ計画的に実施するため、2010（平成 22）年度に「珠洲市地球温暖化対策新実行計画（区域施策編）」（以下、「旧計画」といいます。）を策定しました。

今回、旧計画が計画期間の終期を迎えることから、これまでの取組推進における課題を整理し、更なる温室効果ガスの削減を図るため、新たに「第 2 次珠洲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として改訂するものです。

表 1 参考：実行計画策定の適用区分

地方公共団体	実行計画（※ 1）			
	事務事業編 の策定		（参考）区域施策編 の策定	
	法の 規定	計画策定・計画公表・ 実施状況の公表 （年一回）	法の 規定	計画策定・計画公表・ 実施状況の公表
都道府県		●		●
政令指定都市		●		●
中核市		●		●
特例市		●		●
その他の市町村		●		○
一部事務組合等（※ 2）		●		—

【凡例】●：義務、○：努力義務

※ 1. 実行計画は、実行計画（事務事業編）のほかに、区域全体における温室効果ガスの総排出量を削減するための地球温暖化対策を推進する「実行計画（区域施策編）」があります。

※ 2. 都道府県又は市町村の規定の準用により、実行計画（事務事業編）の策定義務があります。（地方自治法第 292 条）

2 区域施策編の公表

温対法第 21 条第 8 項において、都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならないと定められており、同法第 21 条第 9 項において、この規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用することとされています。

また、同法第 21 条第 10 項においては、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないと規定されています。

これらの規定に基づく区域施策編の公表については、区域施策編の策定が義務付けられている都道府県、指定都市等のみならず、中核市未満の市町村においても同様に実施されることが期待されています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 （略）

2～7 （略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならない。

11、12 （略）

第2章 区域施策編の基本的事項

第1節 計画の目的

珠洲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「珠洲市区域施策編」といいます。）は、温対法第21条第3項に基づき、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画を策定し、地域全体における温室効果ガスの総排出量を削減することを目的として策定するものです。

第2節 計画の対象範囲

珠洲市区域施策編の対象範囲は、珠洲市全域とし、市民や事業者、行政による、市内における温室効果ガスの排出・削減に関する活動の全てを対象とします。

第3節 対象とする温室効果ガス

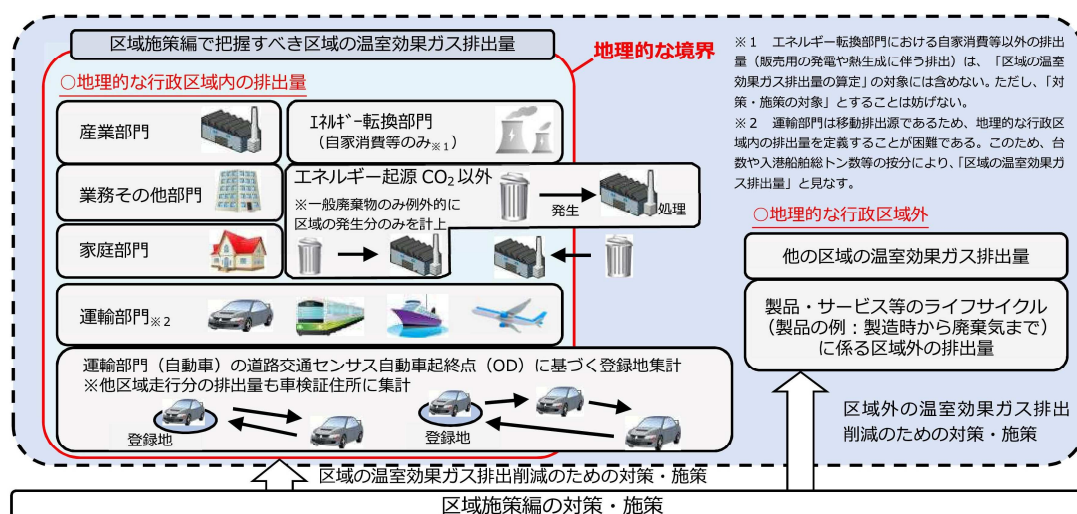
1 地域の温室効果ガス排出量

珠洲市区域施策編で対象とする温室効果ガスは、原則として「市内の排出量のうち、把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」とします。

「市内の排出量」とは、市内における温室効果ガスの排出、すなわち、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することによる排出量を指します。

なお、温室効果ガス排出量の算定に関しては、自ら実施することが困難であることから、環境省が定期的に公表する簡易推計等の結果を利用します。

図 2 「区域の温室効果ガス排出量」と「対策・施策の対象とする温室効果ガス排出量」の関係性



【地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）ver.1.0】より

また、温室効果ガスの区分は、温対法に定める7種類のガス（表2参照）とします。なお、区域内の温室効果ガス排出量は、対策・施策と対応しやすいように次に示す部門・分野別に把握することを原則としますが、エネルギー起源 CO₂ 以外のガス種について分野別の把握が困難な場合には、ガス種別の把握を行うこととします。

表 2 温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂ ※	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン(CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素(N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空調機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三ふっ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

【地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）ver.1.0】より

(1) エネルギー起源 CO₂ の部門

「産業部門」は、製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出です。総合エネルギー統計の農林水産鉱建設部門及び製造業部門に対応します。

「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出です。総合エネルギー統計の業務他（第三次産業）部門に対応します。

「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。自家用自動車からの排出は、「運輸部門（自動車）」で計上します。総合エネルギー統計の家庭部門に対応します。

「運輸部門」は、自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出です。総合エネルギー統計の運輸部門に対応します。

「エネルギー転換部門」は、発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出です。産業部門や業務その他部門の自家用発電や自家用蒸気発生は含みません。

(2) エネルギー起源 CO₂ の以外の分野

「燃料の燃焼分野」は、燃料の燃焼及び自動車走行に伴う排出です。

「工業プロセス分野」は、工業材料の化学変化に伴う排出です。

「農業分野」は、水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出（耕作）、家畜の飼育や排泄物の管理に伴う排出（畜産）、農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（農業廃棄物）です。

「廃棄物分野」は、廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）、廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出（埋立処分）、排水処理に伴い発生する排出（排水処理）、廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用及び廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出（原燃料使用等）です。

「代替フロン等 4 ガス分野」は、金属の生産、代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用等、半導体素子等の製造等、溶剤等の用途への使用に伴う排出です。

表 3 部門・分野一覧

ガス種	部門・分野		説明	備考
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
	業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。	
	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。	自家用自動車からの排出は、運輸部門（自動車（旅客））で計上します。
	運輸部門	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		船舶	船舶におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		航空	航空機におけるエネルギー消費に伴う排出。	
	エネルギー転換部門		発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出。	発電所の発電や熱供給事業所の熱生成のための燃料消費に伴う排出は含みません。
エネルギー起源 CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	燃料の燃焼に伴う排出。【CH ₄ 、N ₂ O】	「エネルギー起源 CO ₂ 以外のガス」の各分野は、各排出活動に伴う非エネルギー起源の温室効果ガスの発生を整理していますが、同活動に伴い、燃料、電気及び熱を使用する場合には、「エネルギー起源 CO ₂ 」が発生することに留意してください。
		自動車走行	自動車走行に伴う排出。【CH ₄ 、N ₂ O】	
	工業プロセス分野		工業材料の化学変化に伴う排出。【非エネ起 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O】	
	農業分野	耕作	水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出。【CH ₄ 、N ₂ O】	
		畜産	家畜の飼育や排泄物の管理に伴う排出。【CH ₄ 、N ₂ O】	
		農業廃棄物	農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。【CH ₄ 、N ₂ O】	
	廃棄物分野	焼却処分	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。【非エネ起 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O】	
		埋立処分	廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出【CH ₄ 】	
		排水処理	排水処理に伴い発生する排出。【CH ₄ 、N ₂ O】	
		原燃料使用等	廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出。【非エネ起 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O】	
	代替フロン等 4 ガス分野		金属の生産、代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用等、半導体素子等の製造等、溶剤等の用途への使用に伴う排出。【HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃ 】	

2 地方公共団体の区分（規模）に応じた対象とする部門・分野

「把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」は、現況推計のために必要な統計や区域のエネルギー使用量の実績値を取得できるかどうかや、有効な対策・施策を講じられるかどうかを勘案して選択します。

表 4 地方公共団体の区分により対象とすることが望まれる部門・分野

ガス種	部門・分野		都道府県	指定都市	中核市※ ¹	その他の市町村
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	●	●	●	●
		建設業・鉱業	●	●	●	●
		農林水産業	●	●	●	●
	業務その他部門		●	●	●	●
	家庭部門		●	●	●	●
	運輸部門	自動車（貨物）	●	●	●	●
		自動車（旅客）	●	●	●	●
		鉄道	●	●	●	▲
		船舶	●	●	●	▲
		航空	●			
	エネルギー転換部門		●	●	▲	▲
エネルギー起源 CO ₂ 以外の ガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	●	●	▲	▲
		自動車走行	●	●	▲	▲
	工業プロセス分野		●	●	▲	▲
	農業分野	耕作	●	●	▲	▲
		畜産	●	▲	▲	▲
		農業廃棄物	●	●	▲	▲
	廃棄物分野	焼却処分	▲	●	●※ ⁵	●※ ⁵
		産業廃棄物	●	●※ ³		
		埋立処分	▲	●	▲	▲
		産業廃棄物	●	●※ ³		
		工場廃水処理施設	●	●※ ⁴		
		排水処理	●	●	▲	▲
		し尿処理施設	▲	●	▲	▲
		生活排水処理施設	▲	●	▲	▲
	原燃料使用等		●	●	▲	▲
	代替フロン等 4 ガス分野※ ²		●	●	▲	▲

●：特に把握が望まれる ▲：可能であれば把握が望まれる

※¹ 中核市には施行時特例市を含みます。

※² NF₃については、●の地方公共団体においても「可能であれば把握が望まれる」とします。

※³ 産業廃棄物の焼却処分、埋立処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）における「政令で定める市」以上を「特に把握が望まれる」とします。

※⁴ 工場廃水処理施設における排水処理の分野は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）において定義される政令市以上を「特に把握が望まれる」とします。

※⁵ 中核市とその他の市町村は、一般廃棄物の焼却処分のうち非エネルギー CO₂ のみ「特に把握が望まれる」とします。

※⁶ 吸収源対策による吸収量を推計対象とするかどうかは地方公共団体の規模によらず任意とします。

【地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）ver.1.0】より

珠洲市区域施策編で対象とする部門・分野及び対象としない部門・分野については、下表のとおりとします。

表 5 珠洲市区域施策編で対象とする部門・分野

ガス種	部門・分野			対象	推計手法
エネルギー起源CO ₂	産業部門	製造業		●	部門別CO ₂ 排出量の現況推計〔環境省〕
		建設業・鉱業		●	部門別CO ₂ 排出量の現況推計〔環境省〕
		農林水産業		●	部門別CO ₂ 排出量の現況推計〔環境省〕
	業務その他部門			●	部門別CO ₂ 排出量の現況推計〔環境省〕
	家庭部門			●	部門別CO ₂ 排出量の現況推計〔環境省〕
	運輸部門	自動車（貨物）		●	部門別CO ₂ 排出量の現況推計〔環境省〕
		自動車（旅客）		●	部門別CO ₂ 排出量の現況推計〔環境省〕
		鉄道		●	部門別CO ₂ 排出量の現況推計〔環境省〕
		船舶		●	部門別CO ₂ 排出量の現況推計〔環境省〕
		航空		対象外	—
エネルギー転換部門			対象外	—	
エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼		対象外	—
		自動車の走行		対象外	—
	工業プロセス分野			対象外	—
	農業分野	耕作		対象外	—
		畜産		対象外	—
		農業廃棄物		対象外	—
	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物	●	部門別CO ₂ 排出量の現況推計〔環境省〕
			産業廃棄物	対象外	—
		埋立処分	一般廃棄物	対象外	—
			産業廃棄物	対象外	—
		排水処理	工場廃水処理施設	対象外	—
			終末処理場	対象外	—
			し尿処理施設	対象外	—
			生活排水処理施設	対象外	—
原燃料使用等			対象外	—	
代替フロン等4ガス分野			対象外	—	

第4節 計画期間

珠洲市区域施策編の計画期間は、2030（令和12）年度末までを計画期間とします。また、計画期間中、5年ごとに進捗状況等について検討を加え、その結果を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

項目	年度								
	2011	・・・	2013	・・・	2020	・・・	2025	・・・	2030
期間中の事項	計画開始		基準年度		進捗把握 計画見直し		進捗把握 計画見直し		目標年度
計画期間									

第5節 基準年度

珠洲市区域施策編の基準年度は、地球温暖化対策計画に即する観点から、2013（平成25）年度〔2005（平成17）年度の値も併記〕とします。

第6節 上位計画や関連計画との位置付け

環境分野における地方公共団体の責務は、実行計画に基づく地球温暖化対策の推進だけではありません。そのため、実行計画の意義を明記するとともに、環境行政の中における位置付け等を明らかにすることも重要となります。

本市では2009（平成21）年度に「珠洲市バイオマスタウン構想」を策定し、バイオマスの利活用を通じた地球温暖化対策を進めています。珠洲市区域施策編は、温対法第21条第3項に基づき策定するものあり、「自然と共生するまち」を目指し、また、「第3次珠洲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和2年度改訂）（以下、「珠洲市事務事業編」といいます。）や、その他関連する諸施策によって、その対策を市内全域で推進していくものです。

第3章 温室効果ガスの排出量

第1節 部門別温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値。以下同じ。）については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、部門別 CO₂ 排出量の現況推計値を算出します。

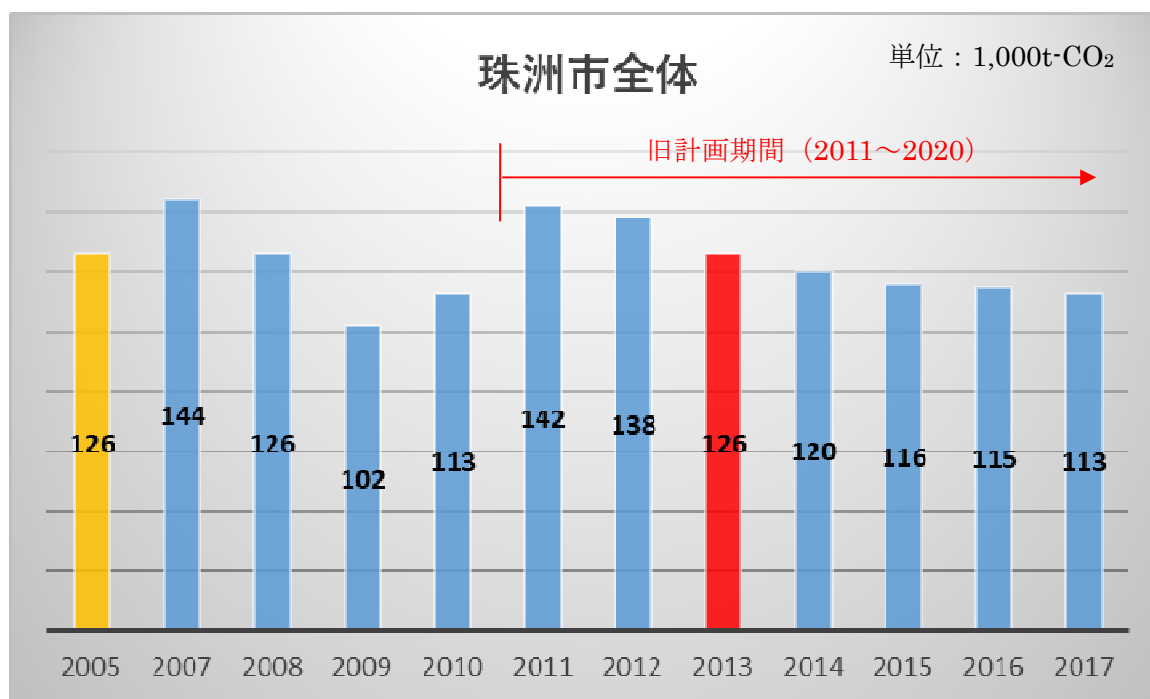
しかし、本市における温室効果ガス排出量の算定に関しては、自ら実施（算出）することが困難であることから、環境省が定期的に公表する推計結果を利用します。

(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikei.html)

第2節 前計画期間内における温室効果ガス排出状況

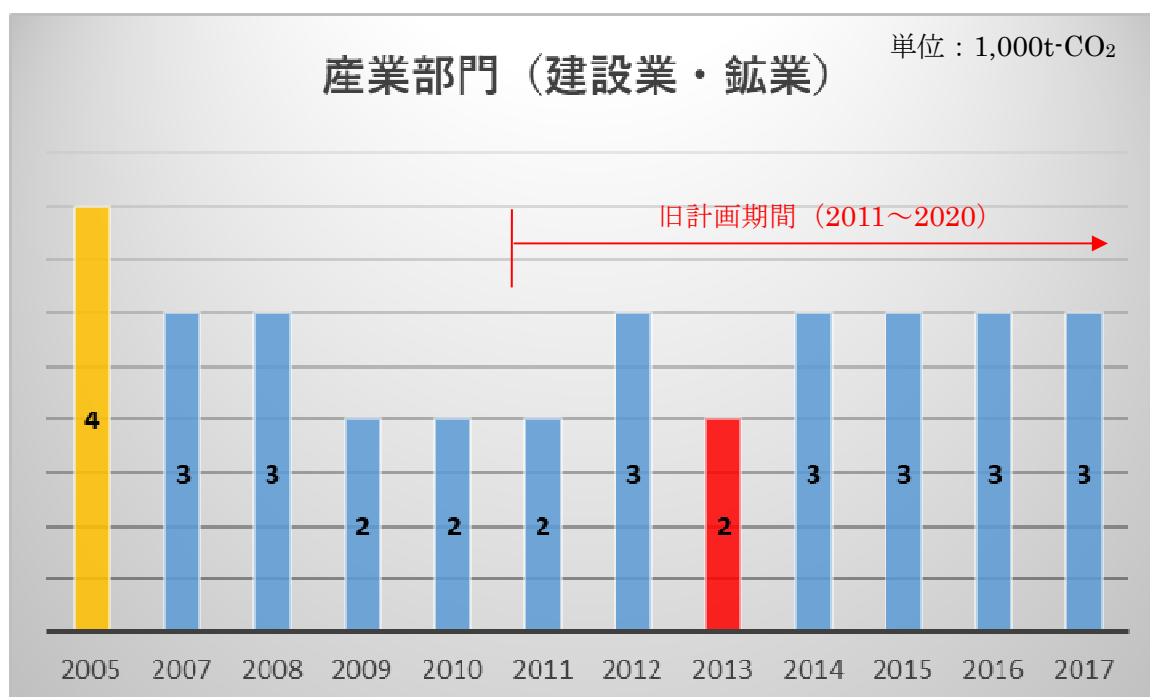
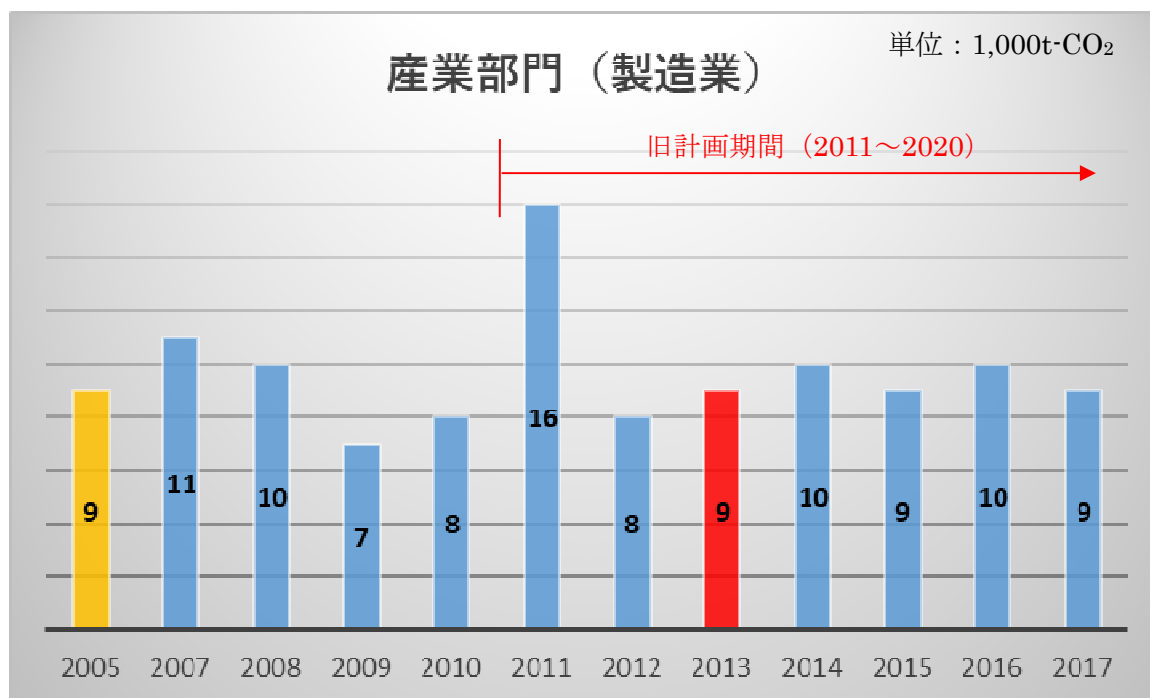
旧計画期間中（2011（平成 23）年度～2020（令和 2）年度）における温室効果ガス排出状況は、以下のとおりです。

図 3 温室効果ガスの総排出量の推移



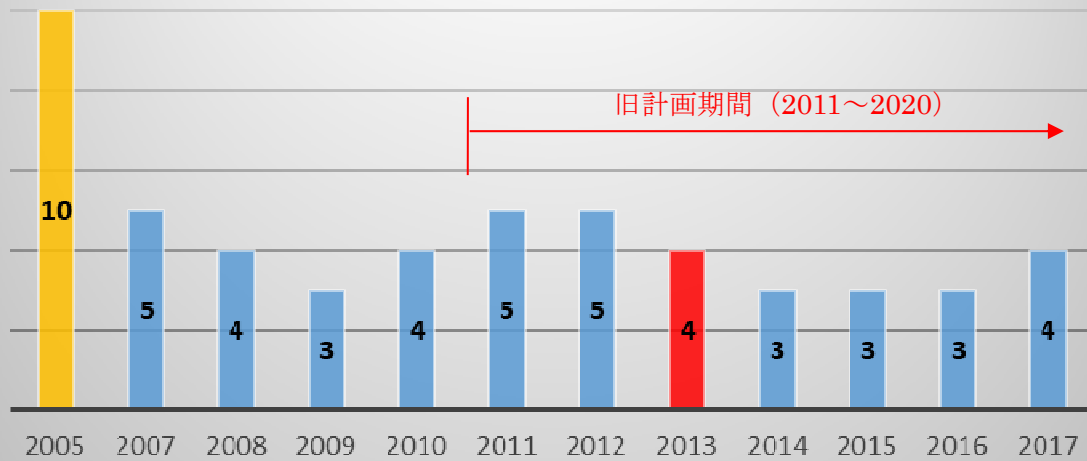
※旧計画期間は 2020（令和 2）年度までとなっていますが、現時点で公表されている数値は 2017（平成 29）年度までとなっています。

図 4 部門別排出量



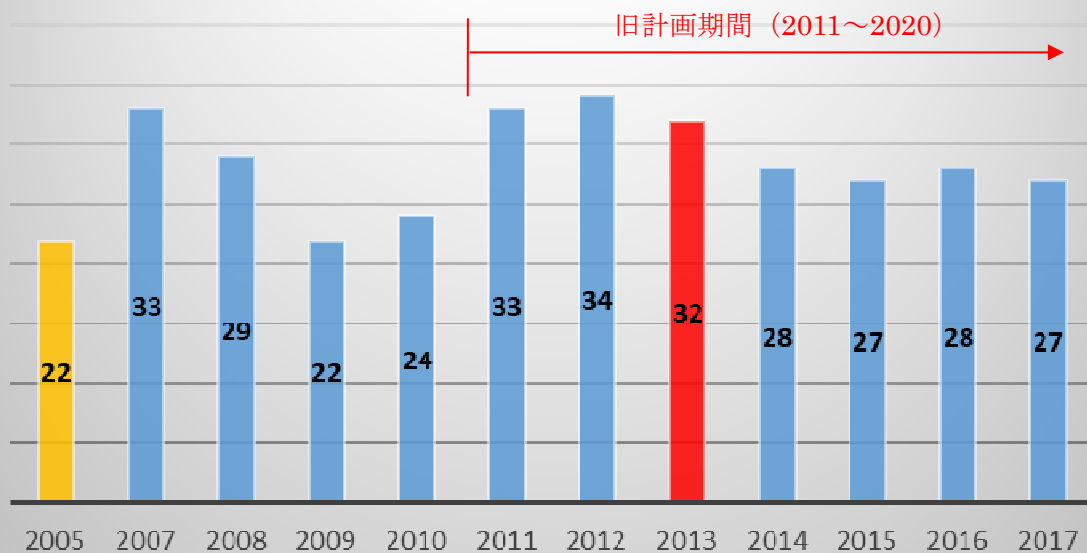
産業部門（農林水産業）

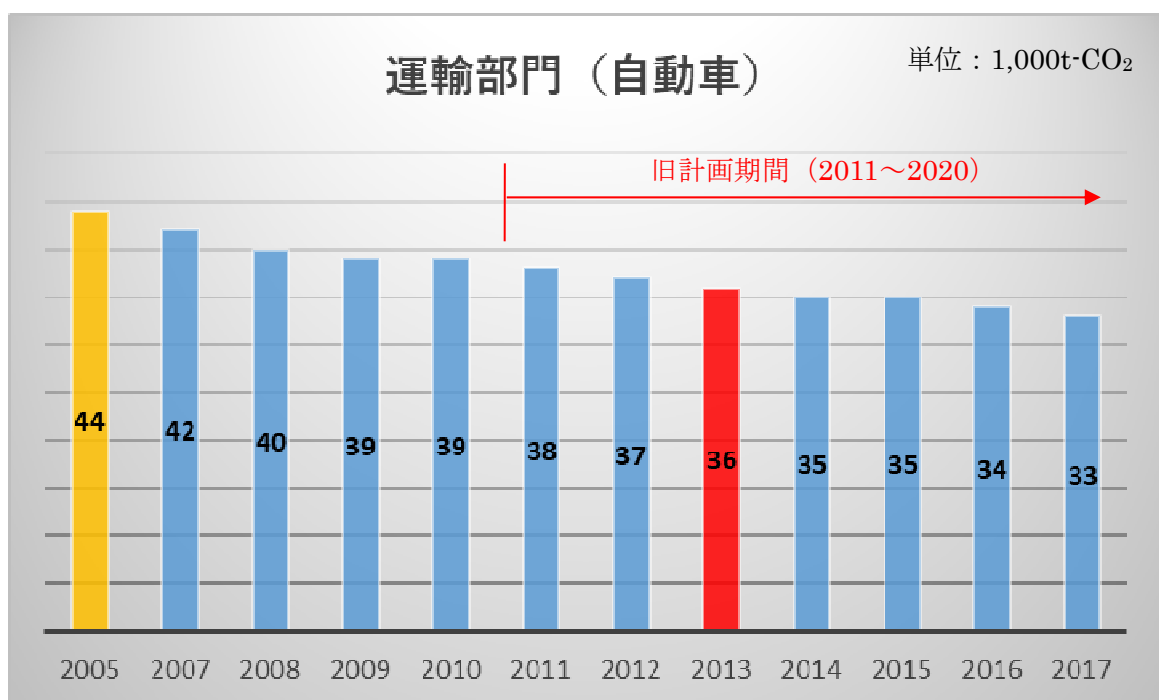
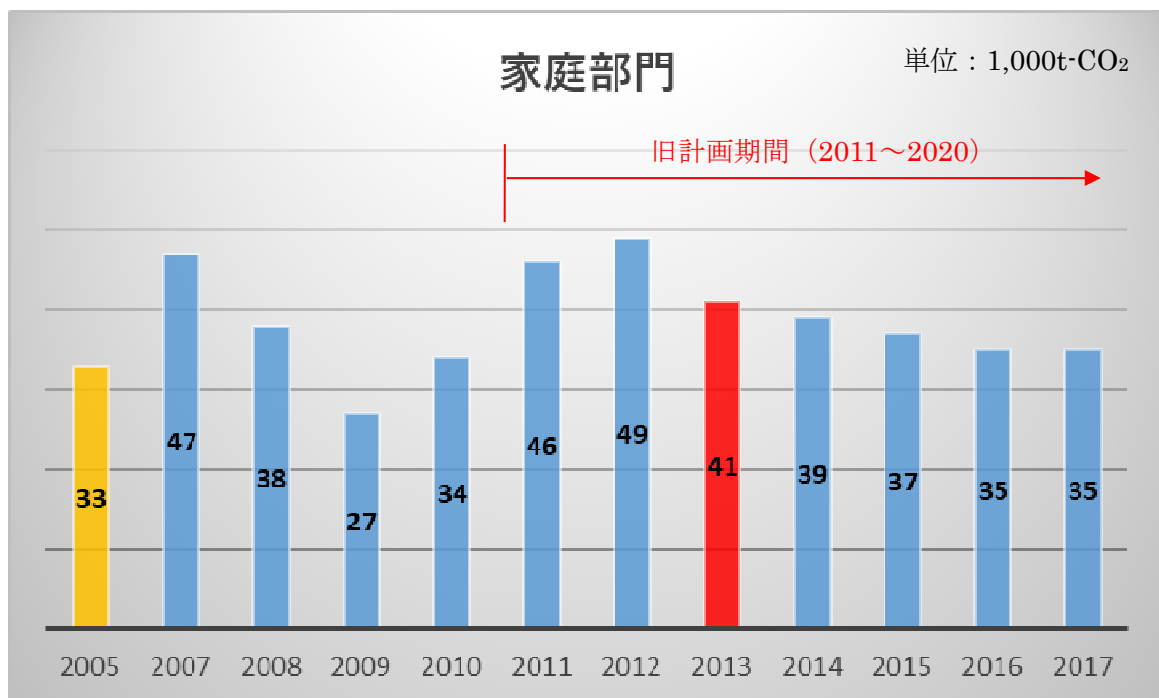
単位：1,000t-CO₂

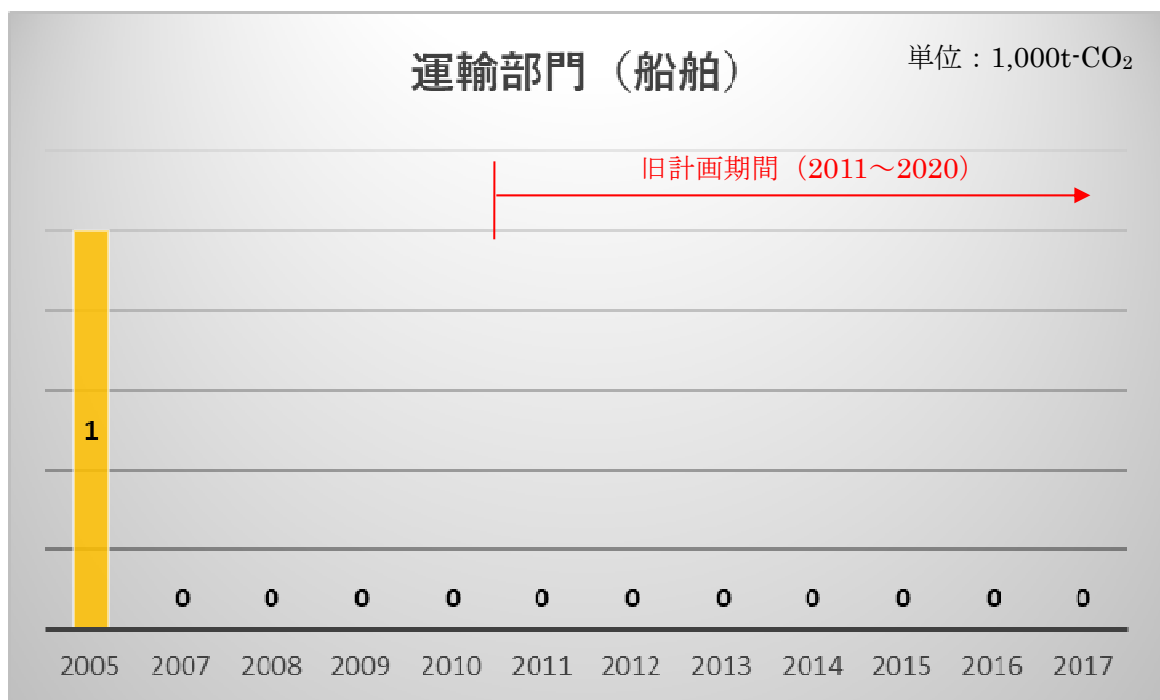
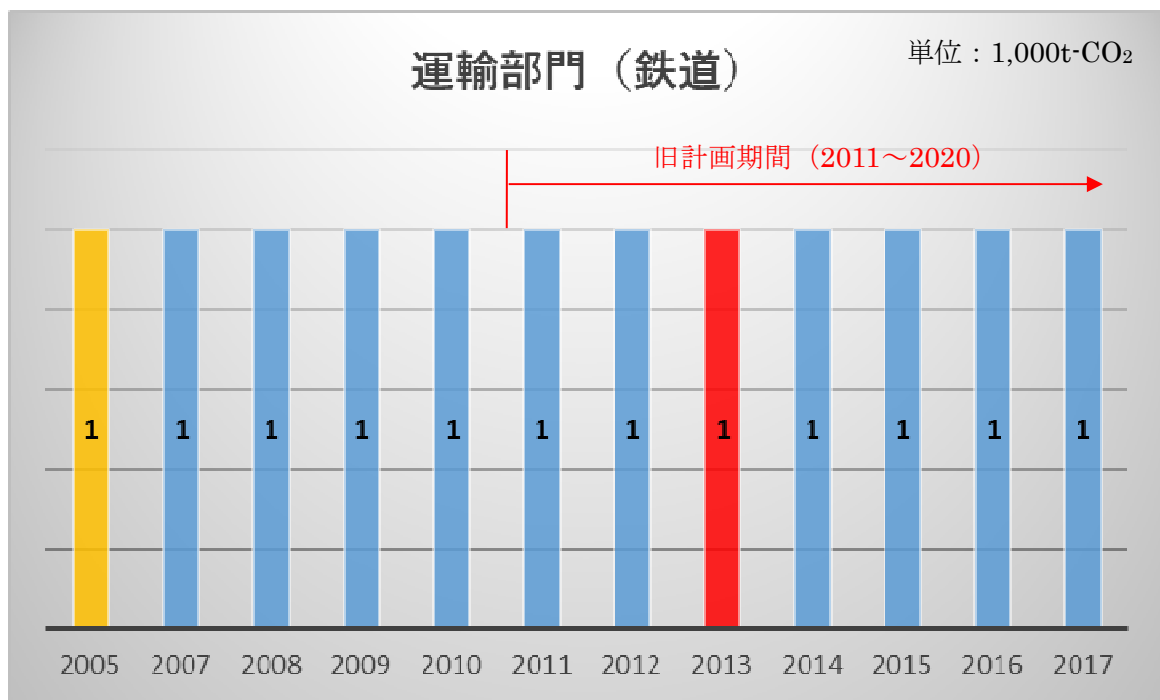


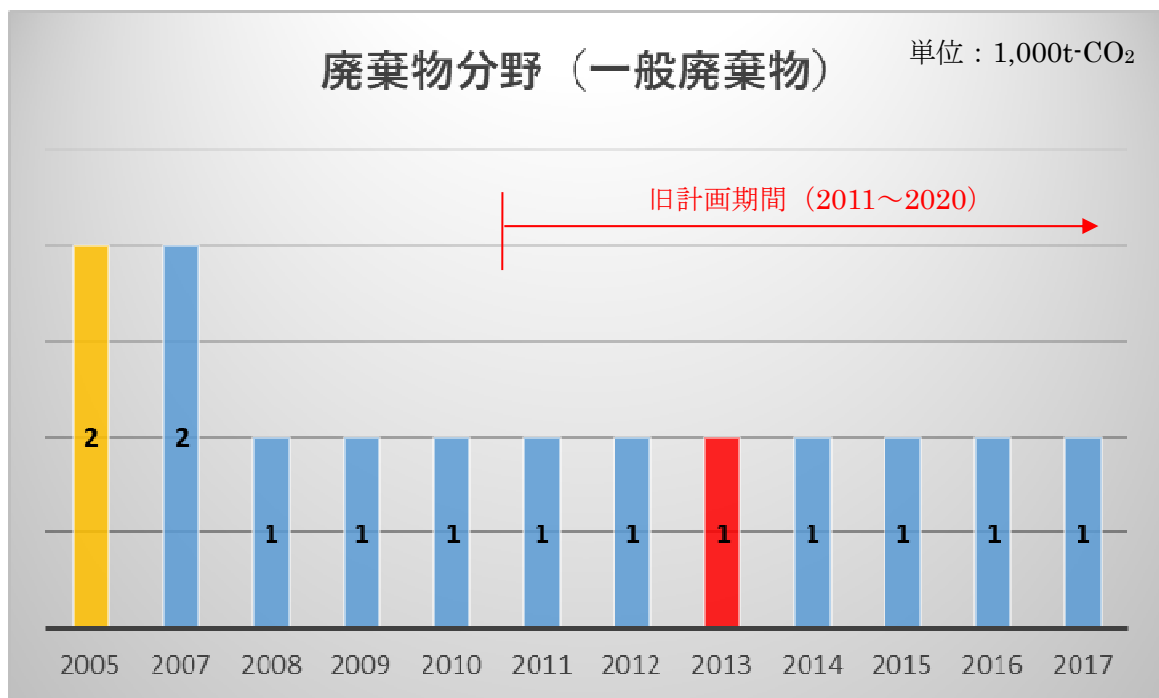
業務その他部門

単位：1,000t-CO₂









旧計画における珠洲市区域施策編の削減目標は、1990（平成2）年度を基準年とし、2011（平成23）年度から2020（令和2）年度までの10年間に、市内全域で排出される温室効果ガスについて、1990（平成2）年度比で25%以上削減することを目標としており、達成状況は表6のとおりです。

表 6 旧計画における総排出量の達成状況

項目	単位	2011 年度 (平成 23 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	目標年度 (令和 2 年度)	達成状況
温室効果ガス 総排出量	1,000 t・CO ₂	142	113	91（未発表）	△
1990 年度比増減率	%	17.4	△6.6	△25.0	

※1990（平成2）年度の温室効果ガス総排出量 121（1,000t・CO₂）

市内全域における温室効果ガス排出量は、基準年である1990（平成2）年度と比較して2017（平成29）年度時点で6.6%減少しています。主な要因としては、人口減少や産業低迷等の影響を受けたものと考えられます。

一方、部門別に見てみると「業務その他部門」や「家庭部門」においては、近年横ばい若しくは減少傾向にあるものの、基準年よりも増加しています。主な要因としては、産業の多様化をはじめ、電化製品の種類の増加、電化製品の保有台数の増加、電化製品の大型化が影響しているものと考えられます。

本市では、引き続き、地域の活性化を図りつつ、温室効果ガス排出量の削減（クリーンエネルギーや温暖化対策技術の導入）を促進し、地域経済の活性化と環境配慮の両立を目指します。

第4章 目標と基本方針

第1節 基準年度における温室効果ガス総排出量

実行計画における温室効果ガスの排出量は、環境省が定期的に公表する推計結果を利用します。

基準年度（2013（平成 25）年度）における部門・分野別の温室効果ガス総排出量は、表 7 のとおりです。

表 7 部門・分野別の温室効果ガス総排出量（基準年度）

部門・分野		排出量（1,000t-CO ₂ ）	割合
産業部門	製造業	9	7%
	建設業・鉱業	2	2%
	農林水産業	4	3%
業務その他部門		32	25%
家庭部門		41	33%
運輸部門	自動車	36	29%
	鉄道	1	1%
	船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）		1	1%
合 計		126	

第2節 数量的な目標

珠洲市区域施策編の削減目標は、旧計画における達成度や地球温暖化対策計画等を踏まえ設定する必要があります。

本市では、目標年次である2030（令和12）年度に、基準となる2013（平成25）年度比で26%削減することを目標とします。

表 8 温室効果ガスの削減目標

部門・分野		基準年度（2013年度） 排出量（1,000t-CO ₂ ）	基準年度（2030年度） 排出量（1,000t-CO ₂ ）
産業部門	製造業	9	6.7
	建設業・鉱業	2	1.5
	農林水産業	4	3.0
業務その他部門		32	23.7
家庭部門		41	30.3
運輸部門	自動車	36	26.6
	鉄道	1	0.7
	船舶	0	0.0
廃棄物分野（一般廃棄物）		1	0.7
合 計		126	93.2

以上のことを踏まえ、珠洲市区域施策編の削減目標は、次のように設定します。

第2次珠洲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）目標値
珠洲市は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間に、珠洲市全域から排出される温室効果ガスについて、2013（平成25）年度比で年2.6%（5年間で13%）以上削減します。

この削減目標を達成するためには、2025（令和7）年度までに基準（平成25）年度比で約16,380 t（CO₂換算）、2017（平成29）年度よりも約3,380 t（CO₂換算）の温室効果ガスを削減する必要があります。

第5章 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

第1節 対策・施策の位置付け

地球温暖化対策計画において、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとされています。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー及び未利用エネルギー（以下、「再生可能エネルギー等」といいます。）の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指すとされています。また、地域の事情を踏まえ、構造改革特区制度による規制の特例措置の活用等を通じ、創意工夫を凝らした取組を推進するとされています。

対策・施策による効果は、温室効果ガス排出削減量として定量的に算定できることが最も望ましいと考えられます。このため、温室効果ガス報告書制度や地球温暖化対策計画書制度等を通じて、対策・施策の効果を把握することも重要かつ有効と考えられます。

一方、対策や施策によっては、その削減効果の算定が難しい場合もあります。そのため、対策や施策それぞれについて、進捗管理のための指標を設けて定量的に評価することが、区域施策編の実効性を高めることになります。

地方公共団体の努力を区域の各主体に示す指標として、施策の進捗管理指標及びその目標を定めることは、特に重要とされています。

これらのことを踏まえ、本市においては、珠洲市事務事業編を策定・実施し、地域の民間事業者及び地域住民に具体的で模範的な取組を率先して行うことにより、地域全体における温室効果ガス排出量の削減への気運を高めることにつなげたいと考えています。

また、本市における庁舎・公共施設からの温室効果ガスの排出量は、市内における「業務その他部門」の温室効果ガスの排出量に占める割合が約 25%（全体の 1/4）となっています。地方公共団体が自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの排出量を抑制することは、地域全体における温室効果ガスの排出量の実質的な削減に寄与するため、引き続き、珠洲市事務事業編を推進することで、温室効果ガスの排出を抑制することに努めたいと考えています。

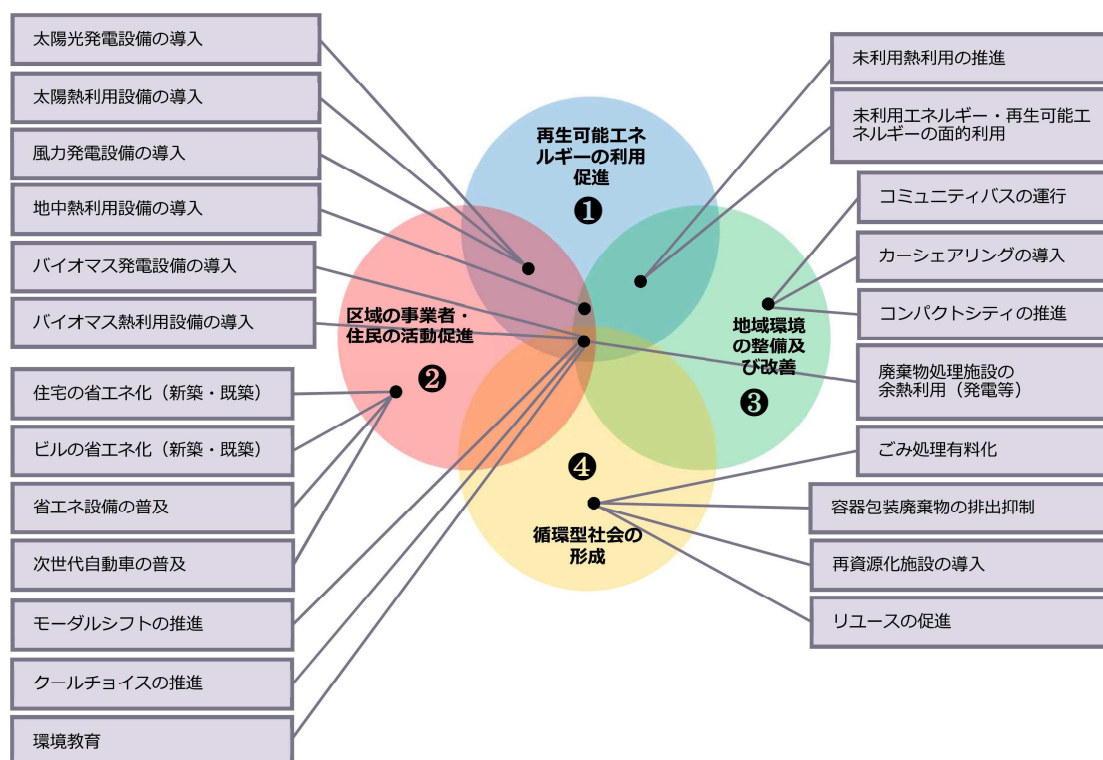
第2節 温室効果ガス排出抑制等に関する施策

温対法第21条第3項には、地方公共団体実行計画において「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項」（表9参照）を定めることとされています。

表 9 温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項

温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項	対応する条項
① 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項	地球温暖化対策推進法第21条第3項第1号
② その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項	地球温暖化対策推進法第21条第3項第2号
③ 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項	地球温暖化対策推進法第21条第3項第3号
④ その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生抑制の促進その他の循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項	地球温暖化対策推進法第21条第3項第4号

図 5 施策に関する事項の関係



第3節 本市における取組

本市では、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向け、市民の環境に対する意識の高揚及びクリーンエネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対し、平成 22 年度より補助金を交付しています。

また、市庁舎や公共施設（小学校など）にも太陽光発電設備を積極的に導入しており、再生可能エネルギーの利用促進に努めています。

珠洲市在住の
個人対象

住宅用 太陽光発電システム 設置費補助金

最大30万円

取付けソーラーパネルの最大出力 (kw) ×7万円 (1,000円未満切捨て)

市民の環境に対する意識の高揚及びクリーンエネルギーの普及を図るため、新たに住宅用太陽光発電システムを設置される方に補助金を交付します。

補助申請の流れ

申請	工事前に提出
①申請書	
②設置位置図	
③見積書の写し	④設置に係る経費の内訳がわかるもの
⑤カタログ等	⑥機器の型式・システム出力がわかるもの
報告	取付け後30日以内かつ同年度内3月31日まで提出
⑦工事進捗報告書の写し	
⑧設置完了・使用の写し	⑨設置に係る経費の内訳がわかるもの
⑩電力会社との電力買取り契約書の写し	
⑪低圧低圧電力供給設備設置適合診断電力利用契約書の写し	
⑫写真	⑬設置完了がわかるもの

セルフチェック！

すべての条件に区が入る方は申請できます

条件

- ☐ 珠洲市内に居住の方
- ☐ 新たにシステムを設置する方
- ☐ 市税と市費徴収していない方
- ☐ どの補助金を受けても得る方

太陽光発電システム

- ☐ 最大出力10kw未満
- ☐ 未使用品
- ☐ 申請時と同じシステム内に設置し、電力会社と電力買取り契約を結ぶ
- ☐ システムの設置者は珠洲市登録施工業者

申請のご相談・お問合せは
珠洲市役所 自然共生室 (企画財政課内) 1庁舎4F
TEL 0768-82-7716 FAX 0768-82-2896

ウラ面
申請書
見本あり

施設名	設備規模 (kw)	運転開始年度
珠洲市立蛸島保育所	8	平成 22 年度
珠洲市立宝立保育所	8	平成 22 年度
珠洲市立緑丘中学校	10	平成 22 年度
珠洲市立蛸島小学校	10	平成 22 年度
珠洲市立上戸小学校	10	平成 22 年度
珠洲市立若山小学校	10	平成 22 年度
珠洲市立正院小学校	10	平成 22 年度
珠洲市立宝立小中学校	10	平成 22 年度
珠洲市庁舎	28	平成 27 年度
珠洲市民図書館	49	平成 31 年度

2 珠洲市木質バイオマスストーブ購入費補助金

本市では、地球温暖化対策及び森林資源の利活用による持続可能な循環型社会の構築に向け、木質バイオマス資源を燃料とするストーブの普及を促進するため、当該ストーブを購入する市民に対し、平成24年度より補助金を交付しています。

平成24年度から平成31年度までの交付実績は、41件となっています。



珠洲市在住の個人又は団体

木質バイオマスとは・・・木材に由来する再生可能な有機性資源
例・・・木質ペレット、薪、炭など

珠洲市の木質バイオマスストーブ購入費補助金

最大10万円
本体価格の1/3（上限10万円）
※設置工・薪費は含まれません

詳しくは、補助条件もチェック！

4項目すべてに当てはまるか確認

対象者

- 市内に住所がある個人・事業者
- 市内の住宅や事業用・店舗等に設置（これまでこの補助金を受けていない建物）
- ストーブ購入日と設置完了日の間に、設置が完了していない建物
- 市税を滞納されていない

3項目すべてに当てはまるか確認

- 未使用ストーブ
- NG: 中古の購入
- 木質バイオマスが燃料のストーブ
- ペレット・炭
- 安定した置き場が確保されるもの

必要書類

- ストーブ本体の領収書または購入明細書
- 設置写真
- 薪資の収支
- 薪資の仕入れ記録
- 保証書

申請のご相談・お問合せは
珠洲市役所 自然共生室（企画総務課内） 庁舎4F
TEL 0768-62-7716 FAX 0768-62-2896

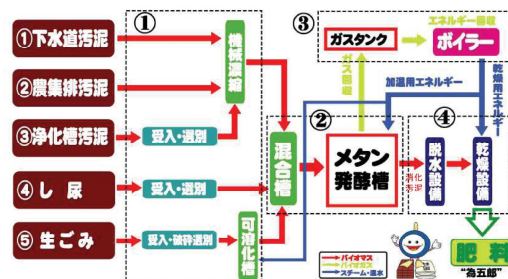
写真面に申請書見本あり

3 珠洲市バイオマスメタン発酵処理施設

本市では、平成19年度より珠洲市浄化センター（下水道処理施設）内に①下水道汚泥、②農集排汚泥、③浄化槽汚泥、④し尿、⑤生ごみの5種類のバイオマスを混合槽に集め、一括処理しています。メタン発酵層で発生したメタンガスは、燃料として乾燥設備やメタン発酵槽内で熱利用しています。

また、消化汚泥は、脱水設備、乾燥設備により肥料化し、地元農地に還元されています。

地球温暖化防止と循環型社会形成の推進により、引き続き、環境負荷削減に取り組めます。



4 国民運動「COOL CHOICE」の促進

2015（平成 27）年に、すべての国が参加する形で、2020（令和 2）年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温を 2℃未満にする（さらに、1.5℃に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されています。

パリ協定を踏まえ、我が国は、2030（令和 12）年度に温室効果ガスの排出を 2013（平成 25）年度比で 26%削減する目標を掲げています。

この目標達成のためには、「家庭・業務部門」においては、約 4 割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

本市におきましても、市民が取り組みやすい省エネルギー（国民運動「COOL CHOICE」やエコドライブ等）の促進や環境教育の着実な推進等を図るため、珠洲市が発行する広報誌等を通じて、定期的に発信します。

第6章 区域施策編の実施

第1節 推進体制

地球温暖化対策計画においては、地球温暖化対策の基本的な考え方の一つとして、「全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化」が掲げられており、地球温暖化問題は、社会経済活動、地域社会、国民生活全般に深く関わることから、国、地方公共団体、事業者、国民といった全ての主体が参加・連携して取り組むことが必要であるとしています。

地球温暖化対策を計画的かつ確実に推進し、持続可能な低炭素社会を実現するためには、市民、事業者、行政のそれぞれが地球温暖化問題への認識を深め、各主体の参加意欲の向上、創意工夫を活かした取組や、主体間の連携・協働を積極的に進めていく必要があります。

これらのことを踏まえ、実効性のある地球温暖化対策を進めていくためにも、引き続き、官民が連携し、温室効果ガスの排出削減に努めなければなりません。

第2節 評価の仕組み等

(1) 内容の検討・実施

庁内関係部局や庁外ステークホルダーと連携し、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し実施します。

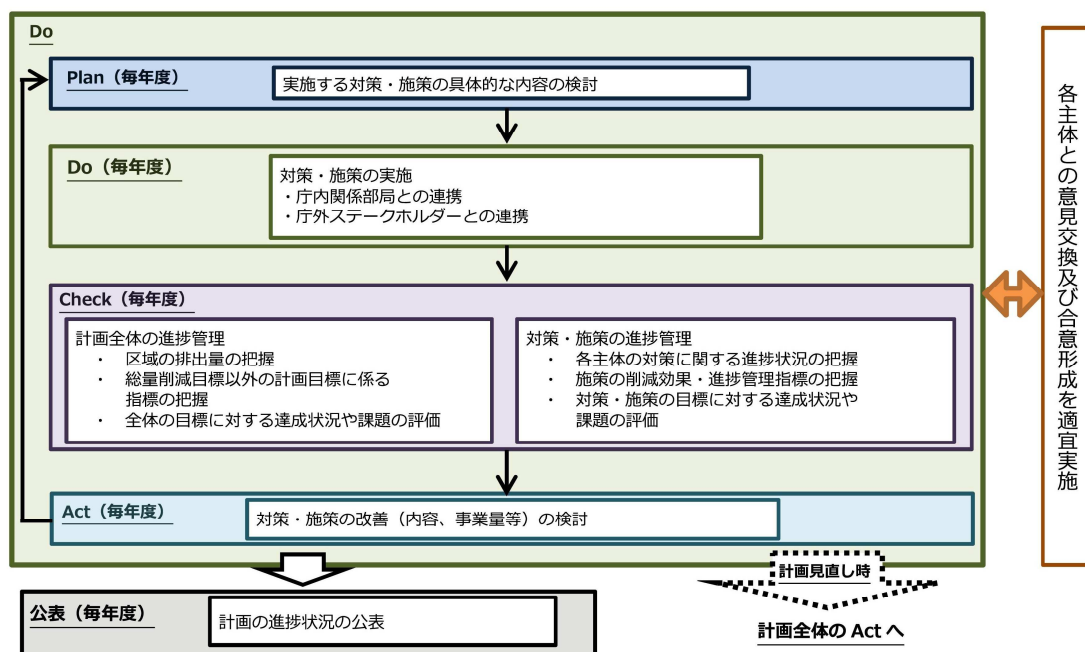
(2) 進捗管理・課題の評価

珠洲市区域施策編全体の進捗管理の観点から、市内の温室効果ガス排出量や総量削減目標以外の計画目標に係る指標について把握に努めるとともに、計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価も行います。

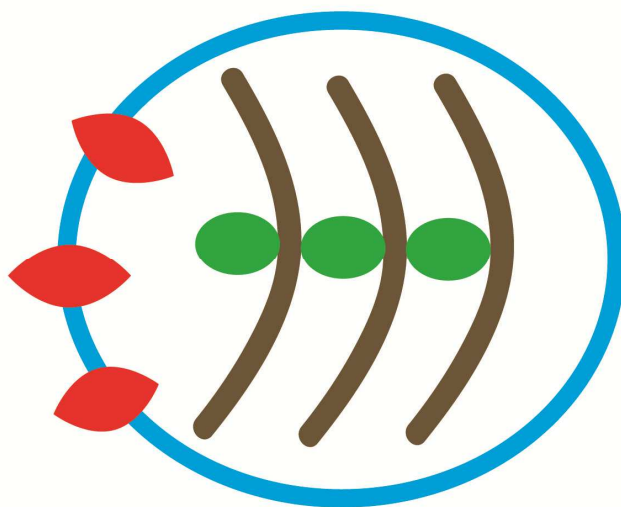
(3) 実施状況の公表

温対法第21条第10項に基づき、区域施策編に基づく施策の実施状況について、(珠洲市事務事業編の実施状況の公表と併せ)原則毎年5月末日までに広報誌やホームページ等により公表します。

図 6 区域施策編の実施プロセス



【地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）ver.1.0】より



第2次珠洲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

編集・発行 珠洲市自然共生室

〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地の2

電話：0768-82-7716

FAX：0768-82-2896
